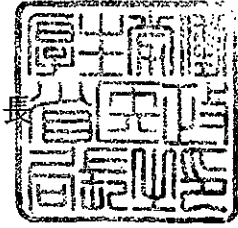


各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



東日本大震災による医療法第 8 条の規定等による届出の義務の不履行についての免責に係る期限に関する政令の施行について（施行通知）

今般、東日本大震災による医療法第 8 条の規定等による届出の義務の不履行についての免責に係る期限に関する政令（平成 23 年政令第 194 号。別添参照。）が平成 23 年 6 月 29 日に公布され、同日施行されたところですので、貴職におかれましては、御了知の上、管下政令指定都市、保健所設置市、医療機関、関係団体等に対する周知徹底及び適切な指導方御配慮願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

第一 制定の趣旨

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成 8 年法律第 85 号。以下「法」という。）第 4 条第 1 項の規定による義務の免責については、東日本大震災についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成 23 年政令第 19 号）第 4 条により、平成 23 年 6 月 30 日までとされていたところ。今般、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 8 条の規定等による届出の義務については、平成 23 年 6 月 30 日までに義務の履行が困難な場合があることから、法第 4 条第 3 項の規定に基づき、免責の期限を延長することとした。

第二 本政令の内容

1 免責の期限を平成 23 年 12 月 31 日まで延長する義務（第 1 号関係）

- ① 医療法第 8 条の規定による臨床研修等修了医師等が診療所等を開設する場合の届出の義務
- ② 医療法第 8 条の 2 第 2 項の規定による病院等を休止又は再開した場合の届出の義務

- ③ 医療法第9条第1項の規定による病院等を廃止した場合の届出の義務
- ④ 医療法第9条第2項の規定による病院等の開設者が死亡し、又は失踪宣告を受けた場合の届出の義務
- 2 免責の期限を平成23年9月30日まで延長する義務（第2号関係）
医療法第52条第1項の規定による医療法人の事業報告書等の届出の義務

第三 施行期日

本政令は、公布の日から施行すること。

第四 留意事項

「平成23年東北地方太平洋沖地震による災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置について（通知）」（平成23年3月17日付け医政発0317第22号厚生労働省医政局長通知）第二において列挙した義務のうち以下のものであって、東日本大震災により履行期限が到来するまでに履行されなかったものについては、免責の期限を平成23年6月30日から延長しないので、御留意いただきたい。

1 医療法関係

- ① 医療法人の清算人による公告義務（第56条の8第1項）
- ② 医療法人合併認可後の財産目録及び貸借対照表作成義務（第58条）
- ③ 医療法人合併認可後の公告等の義務（第59条第1項）

2 医師法（昭和23年法律第201号）関係

臨床研修プログラム変更等の届出等の義務（医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令（平成14年厚生労働省令第158号）第4条及び第9条）

3 臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）関係

衛生検査所の登録の変更等の届出の義務（第20条の4第3項）

4 歯科技工士法（昭和30年法律第168号）関係

歯科技工所の開設の届出の義務（第21条）

5 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）関係

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師の施術所の開設の届出の義務（第9条の2）

6 柔道整復師法（昭和45年法律第19号）関係

柔道整復師の施術所の開設の届出の義務（第19条）

以上

東日本大震災による医療法第八条の規定等による届出の義務の不履行についての免責に係る期限に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十三年六月二十九日

内閣総理大臣 菅 直人

政令第百九十四号

東日本大震災による医療法第八条の規定等による届出の義務の不履行についての免責に係る期限内に関する政令

内閣は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第四条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十三年政令第十九号）第一条の規定により特定非常災害として指定された東日本大震災による義務の不履行であつて、次の各号に掲げる義務に係るものについての特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第四条第三項に規定する免責に係る期限は、当該各号に定める日とする。

- 一 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第八条、第八条の二第二項及び第九条の規定による届出の義務 平成二十三年十二月三十一日
- 二 医療法第五十二条第一項の規定による届出の義務 平成二十三年九月三十日

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣 細川 律夫
内閣総理大臣 菅 直人